

船橋市再犯防止推進計画 概要版



1 計画の概要

1 計画の趣旨

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要であり、その推進のため「船橋市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、「船橋市総合計画」や、「船橋市地域福祉計画」などの関連する行政計画との整合性を図っています。

3 計画の対象者

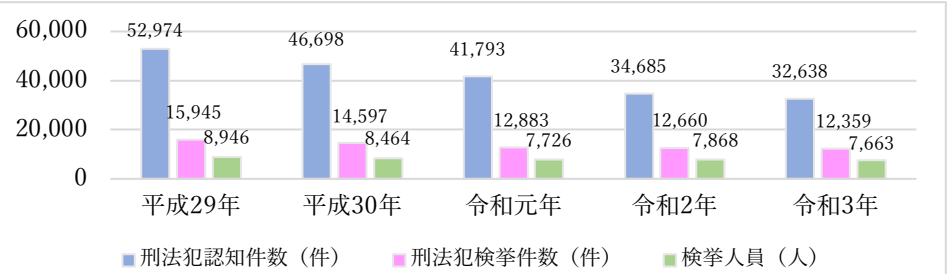
再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいいます。）

4 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

2 再犯の防止等を取り巻く状況

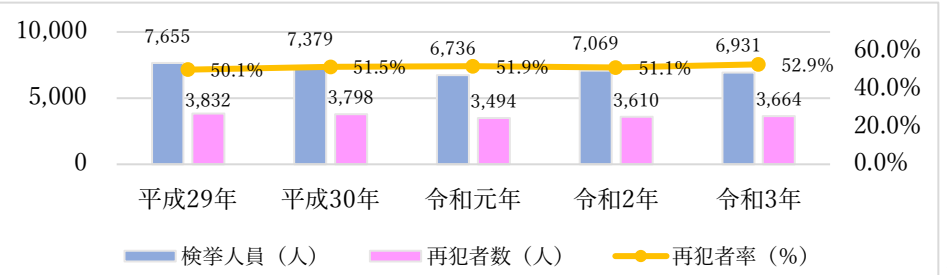
1 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移(千葉県)



刑法犯認知件数は、年々減少傾向にあります。

出典:千葉県警察ホームページ

2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(千葉県)



一方で、刑法犯検挙者中の再犯者の割合（再犯者率）は、約5割の高い水準を推移しています。

東京矯正管区提供データをもとに作成

3 具体的な取組

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

- (1)就労の確保 就労準備支援事業、若者就業支援事業等
- (2)住居の確保 居住支援事業、市営住宅等

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1)高齢者、障害者等への支援 総合相談窓口事業、障害者(児)総合相談支援事業等
- (2)薬物依存を有する人への支援 薬物乱用防止啓発事業等

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援等

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

家庭児童相談室、こども発達相談センター、男女共同参画センター等

5 民間協力者の活動の促進等のための取組

協力雇用主への優遇措置、保護司会補助事業等

6 地域による包摂を推進するための取組

(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワークの設置、重層的支援体制の整備等

4 計画の推進体制

学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民・団体や行政機関等を構成員とする「(仮称) 船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置し、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めます。

【(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワークのイメージ】

